

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成26年9月3日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 私立保育所・子育て支援センターの平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2. 監査期間 平成26年6月26日～7月7日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
南部保育所増築部分に床や中部保育所トイレに、保育時の安全上で修繕等を要する箇所が見受けられたので、担当課と協議の上対応すること。	南部保育所増築保育室の床用クッションマット購入及び中部保育所トイレの修繕について、予算置後早急に対応し、入所児童の安全を確保します。